

【変更後全文】

館林・板倉・明和地域
循環型社会形成推進地域計画

館林市

板倉町

明和町

館林衛生施設組合

平成22年12月

平成23年 5月改正

平成25年12月改正

平成26年12月改正

平成28年 3月改正

平成29年10月改正

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項-----	1
	(1) 対象地域 -----	1
	(2) 計画期間 -----	1
	(3) 基本的な方向 -----	1
	(4) 広域化の検討状況 -----	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標-----	2
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状 -----	2
	(2) 生活排水処理の現状 -----	3
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標 -----	4
	(4) 生活排水処理の目標 -----	6
3	施策の内容 -----	7
	(1) 排出抑制、再使用及び再資源化の推進-----	7
	(2) 処理体制 -----	15
	(3) 処理施設の整備 -----	18
	(4) 施設整備に関する計画支援事業 -----	19
	(5) その他の施策 -----	20
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	21
	(1) 計画のフォローアップ -----	21
	(2) 事後評価及び計画の見直し -----	21

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名	館林市、板倉町及び明和町
面積	122.49Km ²
人口	108,035人（平成21年10月1日現在）

表1 館林衛生施設組合構成市町の人口と面積

市町村名	館林市	板倉町	明和町	合計
面積(km ²)	60.98	41.84	19.67	122.49
人口(人)	80,274	16,147	11,614	108,035

資料：住民基本台帳人口、外国人登録人口の合計値

(2) 計画期間

本計画は、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

館林市、板倉町及び明和町は、これまでそれぞれ独自に廃棄物の適正処理に取り組んできたが、ダイオキシン類削減対策、ごみ処理の効率化・合理化、コスト縮減等を目的に広域処理の検討・研究を行い、平成22年2月に館林衛生施設組合の規約を改正し、ごみの共同処理の方向性を定めた。

ごみ処理施設の老朽化、最終処分場の残余容量の減少等、共通する課題を抱え、これを解決するため、ごみの発生抑制、資源化の取組を強化しており、県下でもリサイクル率が高い地域である。

ごみの発生抑制、資源化については、各市町が中心となり住民・事業者とともに、より一層、ごみ発生量の削減、リサイクル率の向上を目指す。

また、新たに広域処理施設を設け、特に地域においてその処理が課題となっている可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、残渣類の適正処理、資源化を推進する。

一方、本地域には、城沼をはじめとする多くの池沼、低地湿原が存在し、自然豊かな水郷地帯を形成している。しかしながら、生活排水による水質汚濁も著しく、鶴生田川や谷田川が依然、環境基準未達成となっている。こうした中、下水道をはじめとする集合処理の整備区域外においては、合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の検討状況

群馬県は平成 20 年 1 月に「一般廃棄物処理マスタープラン」を策定し、県内を 9 ブロックに分割した。その中で、本地域は、太田市、大泉町、邑楽町、千代田町とともに「太田館林ブロック」に位置付けられている。

ごみ処理広域化について協議・検討を行ってきたが、施設整備時期の調整が困難であることから、本地域の 3 市町で広域処理を推進することとした。(近隣市町との調整済)

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 21 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 1 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、39,609 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 9,875 トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)〕は 24.9%である。

中間処理による減量化量は 25,149 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 7 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 12.3%に当たる 4,585 トンが埋め立てられている。

なお、焼却量は 27,707 トン（焼却処理施設による実績値）である。

また、焼却施設では温水の場内利用及び福祉施設への供給を行っている。

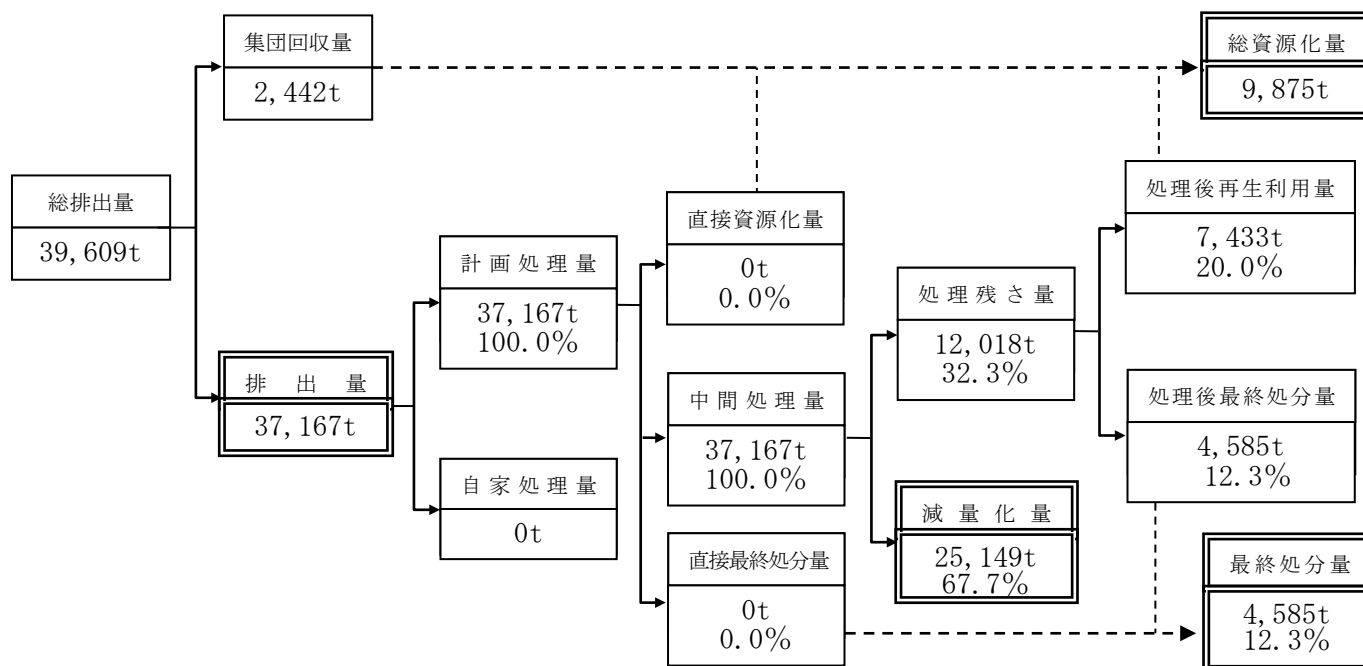


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 21 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成21年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、108,035人であり、水洗化人口は70,663人、汚水衛生処理率は65.4%である。

し尿発生量は3,484kL/年、浄化槽汚泥発生量は19,044kL/年であり、処理・処分量は合わせて22,528kL/年である。

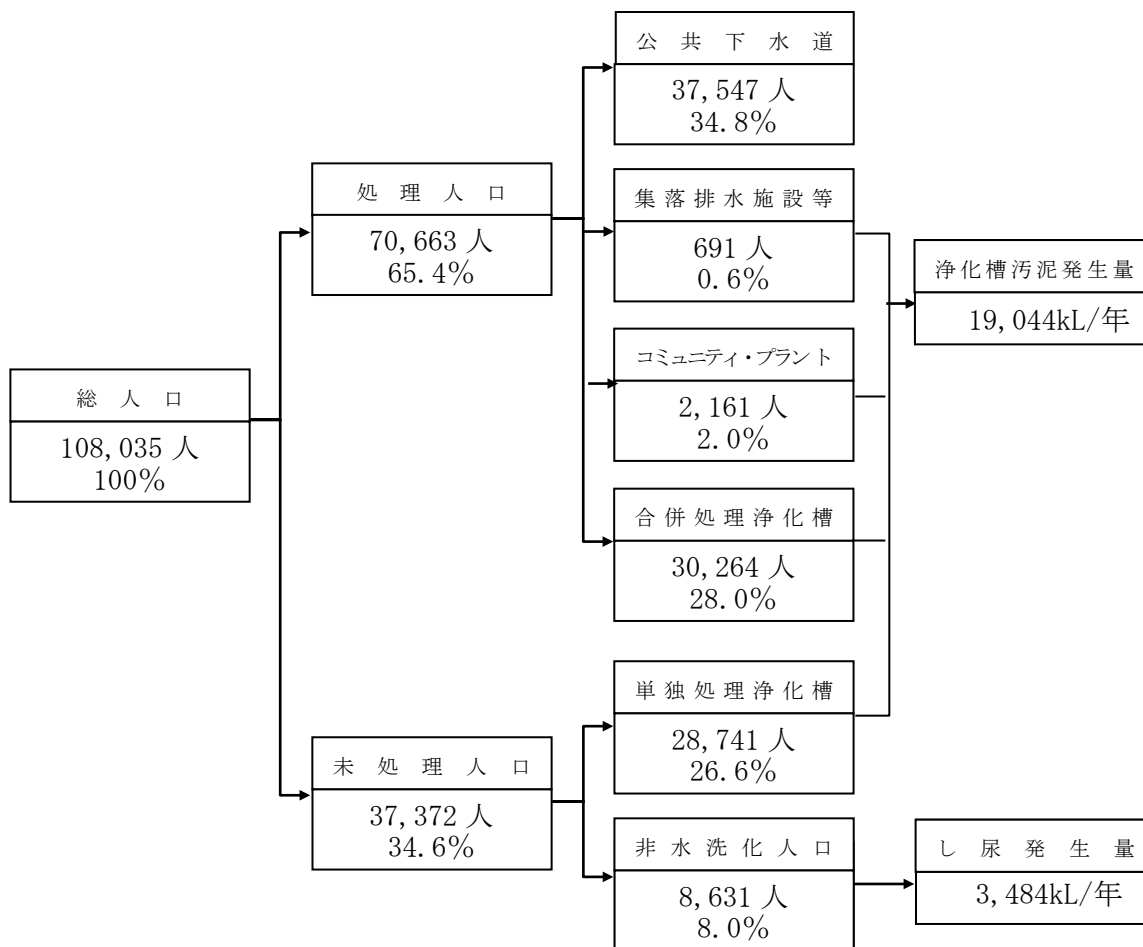


図2 生活排水の処理状況フロー（平成21年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合※ ¹) (平成21年度)	目 標(割合※ ¹) (平成30年度)
排 出 量	事業系 総排出量	10,466トン	9,779トン (-6.6%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	1.9トン/事業所	1.8トン/事業所 (-5.3%)
	家庭系 総排出量	26,701トン	25,697トン (-3.8%)
	1人当たりの排出量※ ³	190.8kg/人	176.8kg/人 (-7.3%)
	合 計 事業系家庭系排出量	37,167トン	35,476トン (-4.5%)
再生利用量	直接資源化量	0トン (0.0%)	0トン (0.0%)
	総資源化量	9,875トン (26.6%)	12,003トン (33.8%)
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	—	—
減 量 化 量	中間処理による減量化量	25,149トン (67.7%)	23,914トン (67.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,585トン (12.3%)	2,480トン (7.0%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量(事業系家庭系排出量合計)に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量 - 事業系資源ごみ量)} ÷ (事業所数)
事業所数は総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」資料に基づく。

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量 - 家庭系資源ごみ量)} ÷ (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

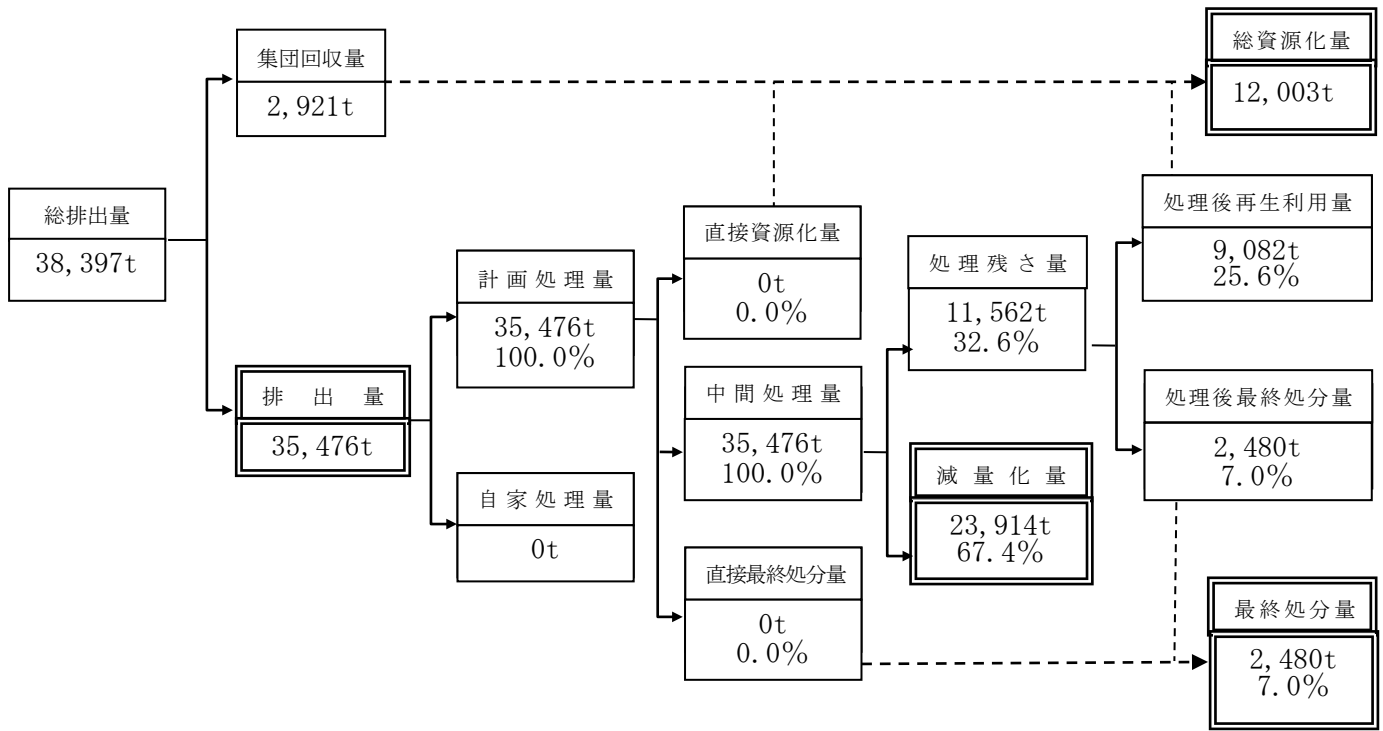


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成30年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成21年度実績	平成30年度目標
処理形態別人口	公共下水道	37,547人 (34.8%)	47,316人 (44.3%)
	農業集落排水施設	691人 (0.6%)	860人 (0.8%)
	コミュニティ・プラント	2,161人 (2.0%)	1,996人 (1.9%)
	合併処理浄化槽	30,264人 (28.0%)	35,434人 (33.2%)
	未処理人口	37,372人 (34.6%)	21,271人 (19.8%)
	合 計	108,035人 (100.0%)	106,877人 (100.0%)
汚泥の量 し尿・	汲み取りし尿量	3,484 キロリットル	2,087 キロリットル
	浄化槽汚泥量	19,044 キロリットル	19,018 キロリットル
	合 計	22,528 キロリットル	21,105 キロリットル

3 施策の内容

(1) 排出抑制、再使用及び再資源化の推進

ア 有料化

本地域では、表 4 に示す通り 3 市町が独自に手数料制を導入している。

広域処理の実施に向けて、排出量の削減、分別の徹底、処理経費負担の公平化の観点から住民の理解と廃棄物減量等推進審議会の審議を経て、手数料制について導入を検討し、方針を定めるものとする。

表 4 構成市町における有料指定袋の単価（平成 21 年度）

項目	館林市	板倉町	明和町
家庭系 ごみ	無 料	指定袋により手数料を徴収 生ごみ(中20ℓ) 20円/枚 生ごみ(中10ℓ) 30円/枚 燃えるごみ(45ℓ) 20円/枚 空き缶(45ℓ) 20円/枚 空きびん(30ℓ) 15円/枚 危険物(30ℓ) 15円/枚	指定袋により手数料を徴収 可燃ごみ(大) 35円/枚 可燃ごみ(小) 17.5円/枚
事業系 ごみ ・ 直接搬 入ごみ	粗大ごみ 大量ごみ 事業ごみ 1ヶ月または、一時に200kg 以上の一般廃棄物を処理施設 に搬入する場合 10kgにつき 105円	事業系ごみ 指定袋により手数料を徴収 生ごみ(大45ℓ) 90円/枚 燃えるごみ(60ℓ) 50円/枚 燃えるごみ(45ℓ) 40円/枚 重量に応じて手数料を徴収 1kgにつき 10円	事業系ごみ 1ヶ月に500kg までの一般廃 棄物を排出する場合 1kgにつき 20円 1ヶ月に500kgを超えて一般 廃棄物を排出する場合 1kgにつき 40円
		可燃性粗大ごみ(家庭系) 1.0m ³ 未満 1点につき 500円 1.0m ³ 以上1.5m ³ 未満 1点につき 1,000円 1.5m ³ 以上2.0m ³ 以下 1点につき 1,500円 不燃性粗大ごみ(家庭系) 1.0m ³ 未満 1点につき 500円 1.0m ³ 以上1.5m ³ 未満 1点につき 1,000円 1.5m ³ 以上2.0m ³ 以下 1点につき 1,500円	可燃性粗大ごみ(木製品) 1辺が最長120センチ未満 1点につき 500円 1辺が最長120センチ以上 1点につき 1,000円

イ 環境教育、普及啓発、助成

(ア) 環境教育

- ・住民に対しての講演会・懇談会の開催、職員が出向く説明会や出前講座などにより、分別区分の普及啓発や資源回収等の意識啓発に努める。
また、実施に当たっては、環境問題や廃棄物問題に取り組むNPOなどと連携して、より効果的なものとなるように努める。
- ・親子で参加できるごみ問題・環境問題をテーマにした学習会などを開催し、体験を通じた意識啓発を図る。
- ・新たに整備する処理施設の見学会、講習会や体験学習会を開催し、資源循環に関する意識の高揚を図る。
- ・教育委員会、住民団体などと連携し、小・中学生を対象とした環境教育や体験学習の実施を検討する。

本地域における取組の実績を表5～表7に示す。

表5 出前講座等の実施回数（平成21年度実績）

項目	館林市	板倉町	明和町
回数	3回	5回	0回
参加人数	201名	218名	0名

表6 施設見学会（平成21年度実績）

項目	館林市	板倉町	明和町
小中学生	13校 787名	4校 160名	2校 102名
住民団体等	7団体 148名	5団体 120名	—

表7 学校給食におけるリサイクル

館林市	平成17年4月より牛乳パック、平成19年12月よりプラスチック容器包装の分別を開始
板倉町	平成19年4月より牛乳パックの分別を開始
明和町	平成19年12月より牛乳パックの分別を開始

(イ) 普及啓発

a 環境・リサイクル等の情報提供の充実

- ・ ごみ処理に関する各市町及び組合の取り組み等の情報を迅速かつ正確に広報、パンフレット、ホームページ、説明会等を介して提供する。

本地域における取組の実績を表8に示す。

表8 情報提供の実績（平成21年度実績）

項目	館林市	板倉町	明和町
広報誌での啓発等	年2回	12回	随時
分け方出し方 日程表・カレンダー	年1回 分け方出し方、日程表 毎戸配布(各30,000枚)	年12回 カレンダー毎戸配布 (5,000枚)	年1回 分け方出し方、日程表 毎戸配布(3,900枚)
チラシ配布数		1種類(分け方出し方) 5,000枚	毎月(めいわカレンダー) 毎戸配布(3,900枚)
	1種類(館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン) 40,000枚		
ポスター配布数	1種類(同上) 350枚		
インターネット による情報提供	館林市HP (毎月更新)	板倉町HP (随時更新)	明和町HP (随時更新)

b コミュニケーションの充実

- ・ 住民団体、地域の代表などと連携し、ごみ処理の取組に関する地域説明会を実施する等して住民と意見交換の場を持ち、コミュニケーションの充実を図る。

c 意識高揚を図るイベントの実施

- ・ 民間の再生事業所や工場見学、リサイクルフェア、シンポジウム、フリーマーケット、キャンペーン等イベントの開催などにより、ごみ問題やリサイクルに関心を持ってもらう機会を増やす。
- ・ 新たに整備する処理施設や各市町において、3Rの普及啓発事業(エコクッキング講座、生ごみ堆肥化研修等)を展開し、住民・事業者の意識高揚を促進する。

本地域におけるイベント等の実績を表9に示す。

表 9 イベント等の実績と参加人数

項目	館林市	板倉町	明和町
民間施設 工場見学	年 1 回 約 50 人	—	年 1 回 約 30 人
市町のイベント での周知等	年 2 回 1,185 人 (市民のつどい、ふるさとづくり市民フェスティバル)	—	年 1 回 約 1,000 人 (産業祭)
リサイクル品 抽選会	毎月 1 回 782 点/年提供	—	—
フリー マーケット	年 2 回 約 2,000 人	年 2 回 約 2,000 人	年 48 回 約 500 人

(ウ) 助成等

a 生ごみ処理機器購入に際しての助成

- ・館林市、明和町では、生ごみの処理機器の購入に際して補助金を交付しており、今後もこの制度を継続し生ごみの堆肥化、有効利用を推進する。
- ・板倉町では、生ごみを分別収集し高速堆肥化施設で処理し堆肥を製造し農地などへ還元しているが、広域処理に伴い生ごみが可燃ごみ扱いとなるため、館林市、明和町の取組を参考に住民レベルの生ごみリサイクルを推進する。

本地域における助成の実績を表10に示す。

表 10 ごみ減量化器具購入時の助成件数

項目	館林市	明和町
昭和 60～平成 16 年度	7,975 件	3,100 件
平成 17 年度	83 件	19 件
平成 18 年度	30 件	31 件
平成 19 年度	64 件	17 件
平成 20 年度	57 件	6 件
平成 21 年度	39 件	3 件

※ 板倉町は堆肥化施設を所有しているため助成事業なし

b 集団回収に対する助成

- ・ 3市町では、資源ごみの回収活動を行っている団体に対し、助成金を交付し活動を支援しており、今後もこの制度を継続し住民主体の資源回収を推進する。
また、集団回収の実施日や実施場所、団体の活動状況等をPRし、集団回収への参加者、回収団体の増加を図る。

本地域における登録団体数を表11に示す。

表 11 集団回収の登録団体数（平成 21 年度実績）

項目	館林市	板倉町	明和町
登録団体数	135 団体	66 団体	22 団体

ウ マイバック運動・レジ袋対策

- ・ 3市町は協力店と連携し、毎年、マイバッグキャンペーンを開催し、今後も買い物袋の持参・レジ袋の拒否の励行、レジ袋の無料配布中止等を推進する。
- ・ 各種イベントにおいて、マイバッグの配布やPR活動を行う。

本地域におけるマイバッグ運動の実績を表12に示す。

表 12 マイバッグ運動の実績

項目	参加店舗	レジ袋節約枚数	ごみ減量効果	石油換算	CO ₂ 排出量換算
平成 15 年度	186	48,570 枚	486kg	1,001 ㍲	2,513kg
平成 16 年度	149	55,760 枚	558kg	1,149 ㍲	2,884kg
平成 17 年度	166	64,941 枚	649kg	1,338 ㍲	3,358kg
平成 18 年度	202	117,525 枚	1,175kg	2,421 ㍲	6,077kg
平成 19 年度	210	169,707 枚	1,697kg	3,496 ㍲	8,775kg
平成 20 年度	211	164,702 枚	1,647kg	3,393 ㍲	8,516kg
平成 21 年度	196	152,770 枚	1,528kg	3,147 ㍲	7,899kg

（平成15～17年度は館林市。平成18年度以降は館林市、板倉町、明和町の合同開催）

エ 地域に根ざした活動の推進

- ・ 住民に対する資源回収の機会を増やすためにステーションの他に、公民館・集会所などを活用した資源回収拠点の整備を推進する。
- ・ 地域における資源回収活動等を促進するために、地域リーダー、NPOの育成及びその支援を推進する。

- ・住民、事業者、住民団体、行政の協働による地域循環の社会システム（レジ袋の有料化、リユース食器の利用普及等）の構築に向けた調査、研究を推進する。
- ・バザー、不要品回収、レンタル事業者の活用等、地域における不要品やレンタルに関する情報を共有し再使用に係る活動を活性化する。
- ・地域において、先進的、積極的な活動を行っている住民、事業者、住民団体を表彰しまたその活動をPRするなどして、地域活動の普及を図る。
- ・住民からごみの発生抑制、資源化に係るアイデアを募集し、有効な取組をPRすることにより、住民が取り組み易いものから実践してもらい、活動の多様化を図る。
- ・(仮称) エコストア制度を導入し、地域で資源ごみの店頭回収や、資源循環・環境保全活動等を積極的に推進している事業者をエコストアに認定し、住民にPRすることにより活動の促進を図る。

本地域における地域リーダーの状況を表13に示す。

表 13 地域リーダーの状況

項目	名称	人数	内容
館林市	廃棄物減量等推進員	673 人	市より委嘱。 一般廃棄物の減量等施策への協力、 その他活動を行う。 年に 1 回全体会議を開催
板倉町	生活環境推進協議会	112 人	町より委嘱。 ごみ分別指導。 ステーション巡回指導 等
明和町	環境保健委員	32 人	町より委嘱。 各地区で一般廃棄物の分別回収の 指導を行う。 年に 24 回の分別指導と廃タイヤ回 収事業などの実施。

オ 資源ごみのリサイクル

- ・資源ごみに関しては、各市町が従来から築いてきたリサイクルルートを活かして資源化を推進する。また、将来は市町相互に協力して資源の回収ルートを構築する。

- ・地域において可能な限り分別・収集の一元化を図り、処理・処分の効率化、資源化の促進を図る。
- ・再生利用可能な品目を新たに分別収集することに関して各市町あるいは、3 市町で協働して調査・研究を行う。
- ・焼却残渣については、スラグ化、骨材化などの技術が開発されており、地域における再生利用の方法を検討し、可能な限り資源化を推進する。

本地域における再使用、リサイクルの取組を表14に示す。

表 14 再使用、リサイクルの取組

項目	取組内容
館林市	○ 「リサイクル館」 ※ ₁ を活用した資源の再使用の推進
明和町	○ 学校給食センターでの取り組み 給食センターから排出される食品残渣の資源化(大型生ごみ処理機による推肥化)を図り、イベント開催時や月 2 回、めいわカレンダーで周知して広く町民に配布している。 ○ 「もったいない館」 ※ ₂ を活用した住民と協働のごみ処理事業の実施 ○ 「もったいない館」におけるもったいないマーケットの開催

※₁ 旧施設管理棟を改修し活用。 ※₂ 旧庁舎敷地内の車庫を活用。

カ 事業系ごみ対策の推進

a 排出者責任、拡大生産者責任の認識

- ・事業系一般廃棄物については、自ら減量化、資源化、適正処理を行うように啓発する。事業者がごみを排出する場合には、直接、処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を依頼し、家庭ごみのステーションに排出することのないよう指導を徹底する。

b 事業者への指導・協力要請

- ・一般廃棄物・産業廃棄物の区分の明確化、法令や施策について周知を図りながら事業者に対して、チラシ、パンフレットの配布や訪問指導を積極的に展開し、減量化を促進する。また、環境マネジメントシステムの導入による環境配慮型の事業展開を奨励する。
- ・食品リサイクル法の趣旨を踏まえ、生ごみ等のバイオマスを排出する事業者に関しては、再生利用を促進するよう指導するとともに、小規模事業者に関しても資源化に係る情報提供を行い排出量を抑制する。

c リサイクル品の利用促進

- ・事業活動において積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を取り揃え、自らもそうした商品を活用するよう要請する。また、店頭回収等の実施・協力により、資源物の有効利用と環境保全を推進するよう指導する。

d 事業者間の協力

- ・事業者自らが資源物のリサイクルルートや適正処理を図ることが困難な場合も考慮し、事業者間での連携、協力を促進する。

e 大量排出事業者への訪問指導による削減の推進

- ・構成市町は、ごみの多量排出事業者には、廃棄物の減量化・資源化に関する計画の策定等を指示することにより、計画的なごみ量の削減を促進する。

f 搬入規制による抑制

- ・資源ごみについては資源化を図るよう指導し、処理施設への搬入を規制する。
- ・処理施設において事業系ごみの排出状況を監視し、分別が徹底されていない場合には、指導を強化する。
- ・搬入規制した、ごみの適正処理、資源化を確保するために、各市町は、処理可能な資源ごみの種類、処理業者の連絡先、処理施設の設置場所等、事業者がリサイクルを図りやすくするための情報を提供する。
- ・また、各市町が委託している再生事業者等に対し、事業者が直接資源を持ち込めるよう協力を求める。

本地域における事業系ごみ対策の実績を表15に示す。

表 15 事業系ごみ対策の実績 (H21 年度実績)

項目	館林市	板倉町	明和町
持込ごみ 搬入検査	1 回/年 2 社	30 回/年 18 社	—
事業者指導数 (訪問等)	3 社/年	—	—
パンフレット チラシの名称	ご協力ください！ 事業所のごみ減量とリ サイクル	—	—
インターネット による情報提供	館林市HP (随時更新)	板倉町HP (随時更新)	明和町HP (随時更新)

キ 生活排水対策

- ・ 公共用水域の環境保全を推進するために、広報、ホームページなどを使って、生活排水処理の重要性について啓発する。
- ・ 住民団体が開催する水質浄化をテーマとしたイベント、地域内河川の清掃活動に連携して取り組み、住民レベルでの水質浄化活動、生活排水対策の推進を図る。
- ・ 館林市の取組例

加法師川沿線の行政区、老人会、育成会、子供会などで結成された「加法師川をきれいにする会」では、5月と12月の毎年2回、河川の清掃や除草、花の植栽を行っている。

また、城沼の自然を呼び戻すため、各地区の生活学校や婦人会、成島河川愛護会、漁業組合、つつじヶ岡ネイチャーゲームの会、館林クロメダカの会、館林ムジナモを守る会のほか、(社)館林青年会議所や(社)群馬県浄化槽協会館林支部など約30の団体が参加する「城沼を考える市民会議」があり、城沼の水質改善を願って、毎年「城沼サミット」を開催している。

市ではこういった団体の活動をサポートし、地域ぐるみの水質改善を図っている。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表16のとおりである。

現在、館林市は、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設で、板倉町は、固形燃料化施設、高速堆肥化施設で処理を行っている。明和町は、可燃ごみのみ処理を館林市に事務委託している。粗大ごみ処理施設を有していない板倉町、明和町は、民間事業者へ処理を委託している。

資源ごみ（古紙、びん、缶、ペットボトル等）は近隣に民間事業者が多数立地する地域特性を活用し、各市町とも民間事業者へ処理を委託している。

館林市は市の最終処分場及び残渣類の処分を行っているが、一部民間事業者へ委託して処分している。板倉町、明和町は最終処分場を有していないため民間事業者へ処分を委託している。

今後の処理体制として、平成29年度までに熱回収施設、リサイクルセンターを組合が整備し、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの効率的な処理を行うことにより、熱回収及び資源化を推進する。

また、組合が最終処分場を整備し、安全で安定した埋立処分を推進する。

資源ごみに関しては、新たな施設整備はせず従来どおり各市町が地域の民間事業者へ処理を委託する等して資源化を推進する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、家庭系ごみに準じて処理を行っており、今後も同様に処理を行う。

ただし、事業系ごみの発生抑制、資源化を推進するため、事業者への指導、情報提供を推進する。

大量排出事業者に対して減量化計画の作成及び履行を要請する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っていない。将来的にも受け入れ及び処理を行う計画はない。

エ 生活排水の現状と今後

- ・生活排水の処理については、引き続き、合併処理浄化槽の整備を進める。
- ・し尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設における処理を継続する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 各市町が個々に行っていた、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理・処分を組合で広域的に行う。
- ◇ 可燃ごみの処理は、組合が熱回収施設を整備し熱回収を推進する。
- ◇ 不燃ごみ、粗大ごみの処理は、組合がリサイクルセンターを整備し、資源化を推進する。
- ◇ 焼却残渣の処理に関しては、資源化技術を有した民間事業者の活用を視野に処理の経済性・信頼性等を総合的に検討し有効利用を推進する。
- ◇ 残渣類の処分は、組合が最終処分場を整備し、適正処分を推進する。
- ◇ 地域において分別・収集の一元化を図り、処理・処分の効率化、資源化の促進を図る。
- ◇ 資源ごみに関しては、従来どおり各市町が地域の民間事業者を活用し処理、資源化を行う。
- ◇ 事業系ごみの発生抑制、資源化を推進するため、事業者への指導、情報提供を推進する。
- ◇ 下水道をはじめとする集合処理の整備区域外においては、合併処理浄化槽の整備を推進する。

表 16 館林地域市町の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H21年度)												今 後 (H30年度)							
館林市				板倉町				明和町				分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分		
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)			一次処理	二次処理				
可燃ごみ	焼却	館林市ごみ焼却処理施設	16,357	可燃ごみ		板倉町固形燃料化施設	1,115	可燃ごみ	焼却	館林市ごみ焼却処理施設	1,704	可燃ごみ	焼却	熱回収	館林衛生施設組合熱回収施設	(焼却残渣) 一部資源化(委託) 館林衛生施設組合最終処分場で処分	17,509	可燃ごみ	
-	-	-	-	生ごみ		板倉町高速堆肥化施設	490	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃ごみ		館林市粗大ごみ処理施設	953	不燃ごみ			110	不燃ごみ			89	不燃ごみ	破碎・選別	館林衛生施設組合リサイクルセンター	金属類: 資源化 可燃残渣: 焼却処理 不燃残渣: 埋立処分	1,101	不燃ごみ		
粗大ごみ			184	粗大ごみ			49	粗大ごみ			52	粗大ごみ					274	粗大ごみ	
紙類	リサイクル	民間処理施設	2,014	紙類	リサイクル	民間処理施設	127	紙類	リサイクル	民間処理施設	281	紙類	選別・保管	民間処理施設	資源化	3,532	紙類		
鉄類			577	鉄類			28	鉄類			103	鉄類				選別・圧縮	820	鉄類	
アルミ類			141	アルミ類			7	アルミ類			12	アルミ類				選別・圧縮	185	アルミ類	
びん類			945	びん類			132	びん類			84	びん類				選別	907	びん類	
ペットボトル			364	ペットボトル			5	ペットボトル			25	ペットボトル				選別・圧縮	477	ペットボトル	
プラスチック類			1,016	プラスチック類			6	プラスチック類			48	プラスチック類				燃料化	1,294	プラスチック類	
布類			29	布類			38	布類			42	布類				選別・保管	135	布類	
小型家電			9	小型家電			24	小型家電			0	小型家電				破碎・選別	31	小型家電	
乾電池			18	乾電池			4	乾電池			2	乾電池				破碎・選別	23	乾電池	
その他			20	その他			51	その他			3	その他				選別・保管	71	その他	

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表17のとおり必要な施設整備を行う。

表17 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	熱回収施設	(仮称)館林衛生施設組合熱回収施設整備事業	100t/日	群馬県館林市	H26～H28
2	リサイクルセンター	(仮称)館林衛生施設組合リサイクルセンター整備事業	5t/日	群馬県板倉町	H27～H28
3	最終処分場	(仮称)館林衛生施設組合最終処分場整備事業	19,000m ³	群馬県明和町	H27～H29

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、熱回収の推進

事業番号2 資源の有効利用の推進

事業番号3 残渣類の適正処分の推進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表18のとおり行う。

表18 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成21年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
41	館林市 浄化槽設置整備事業	2,635	210	529	H23～H29
42	板倉町 浄化槽設置整備事業	2,332	441	2,002	H23～H29
43	明和町 浄化槽設置整備事業	658	288	1,152	H23～H29

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表 19 のとおり計画支援事業を行う。

表 19 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
51	(仮称)館林衛生施設組合熱回収施設整備に係る整備基本計画等業務	熱回収施設の施設整備基本計画等	H23
	(仮称)館林衛生施設組合熱回収施設整備に係る地質調査業務	熱回収施設建設用地の地質調査	H23
	(仮称)館林衛生施設組合熱回収施設整備に係る地形・用地測量調査業務	熱回収施設建設用地の地形・用地測量調査	H23
	(仮称)館林衛生施設組合熱回収施設整備に係る生活環境影響調査業務	熱回収施設建設用地の生活環境影響調査	H24～H25
	(仮称)館林衛生施設組合熱回収施設整備に係る発注仕様書作成等業務	熱回収施設の発注仕様書作成等	H25
52	(仮称)館林衛生施設組合リサイクルセンター整備に係る整備基本計画等業務	リサイクルセンターの施設整備基本計画	H23
	(仮称)館林衛生施設組合リサイクルセンター整備に係る生活環境影響調査業務	リサイクルセンター建設用地の生活環境影響調査	H24～H25
	(仮称)館林衛生施設組合リサイクルセンター整備に係る発注仕様書作成等業務	リサイクルセンターの発注仕様書作成等	H26
53	(仮称)館林衛生施設組合最終処分場整備に係る地質調査業務	最終処分場の建設用地の地質調査	H23
	(仮称)館林衛生施設組合最終処分場整備に係る地形・用地測量調査業務	最終処分場建設用地の地形・用地測量調査	H23
	(仮称)館林衛生施設組合最終処分場整備に係る基本設計業務	最終処分場の基本設計	H23
	(仮称)館林衛生施設組合最終処分場整備に係る生活環境影響調査業務	最終処分場建設用地の生活環境影響調査	H24～H25
	(仮称)館林衛生施設組合最終処分場整備に係る実施設計等業務	最終処分場の実施設計等	H26
54	館林市清掃センター解体撤去に係る調査設計	ダイオキシン類事前調査解体撤去設計等	H29

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大

熱回収施設の余熱利用を図るため還元施設の検討、発電導入の可能性について調査・研究する。

焼却残渣については、民間の資源化技術（スラグ化、骨材化等）を活かして可能な限り資源化を図る。

リサイクルセンターで処理後回収する金属類については、再生事業者を介して資源化を推進する。

各市町が回収する資源ごみは民間処理業者等を介して資源化する。

地域の資源化事業によって、創り出される再生品は必ずしも地域で流通するものではないが、住民、事業者、各市町が積極的に再生品を活用することにより循環型社会の形成に寄与する。

また、3(1)イ(イ)普及啓発における事業の中で再生利用品の需要拡大を図る情報提供を推進する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電のリサイクルについては特定家庭用機器再商品化法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

ウ 不法投棄の対策

不法投棄に関しては、住民や事業者に対して広報誌や不法投棄禁止看板の設置等により啓発を行うとともに、定期的な巡回パトロールや投棄物の回収等を行い不法投棄の防止を図る。

エ 災害廃棄物の対策

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を図るため、各市町地域防災計画に基づいて対応を図る。

災害廃棄物は、新たに整備する処理・処分施設で対応する。

地域だけでは対応が困難になることが考えられるため、県及び近隣市町、民間事業者等との連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制を確保する。「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援協定」に基づき、関係機関等と連携を図りながら収集、運搬、処理、処分等を迅速に行うための処理体制を構築する。

仮置場候補地を以下に示す。

【仮置場候補地】

- 組合及び各市町の処理・処分施設敷地内、処理施設の跡地等

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

館林・板倉・明和地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。